

令和4年度に実施する調査

1. 基本精度管理調査(注1)

(1) 模擬水質試料

項目：一般項目等（六価クロム(Cr(VI)、カドミウム、鉛、砒素、全燐の5項目)
分析方法：環境庁告示59号(最終改定令和3年)及びJIS K 0102 65.2.7に定める方法により分析する。

選定理由：公共用水域の水質汚濁に係る環境基準であり、公共機関のみならず、広く一般機関が対象となる一般的な試料である。アンケート調査においても実施に対する要望が多く、各項目について基準値及び測定方法が規定されている。

(2) 土壌試料

項目：カドミウム、鉛、砒素の3項目

分析方法：環境省告示19号(最終改定令和2年)に定める方法により分析する。

選定理由：基準値の改正により、測定精度の現状把握が必要（カドミウム）。基準値を超える事例が多い元素（鉛、砒素）である。

2. 高等精度管理調査(注1)

(1) 模擬水質試料（PFOS等）

詳細項目：PFOS、PFOA、PFHxSの3項目

分析方法：PFOS、PFOAは「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」(令和2年5月28日付け環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号環境省水・大気環境局長通知)付表1の方法、PFHxSは環境基準健康項目専門委員会(第19回)資料3別紙6 ヘルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)の分析法により分析する。

選定理由：環境中での濃度はごく微量であり、高度な分析装置(LC/MS/MS)を必要とする。また、分析過程で二次汚染が生じやすい物質であり、低濃度の分析には高度な技術が必要であるため、測定精度の現状把握が必要である。

(注1) 「基本精度管理調査」とは基準値、公的な分析方法等が確立されている測定項目に対する調査、「高等精度管理調査」とは、基準値、公的な分析方法等が確立されていない（又は規定されて間もない）又は高度な分析技術を要する等の測定項目に対する調査である。具体的には、環境測定分析機関において分析の頻度が高い項目等を中心とした試料を優先的に

実施する基本精度管理調査（1 試料）、公定法の策定等を目的として試料を選定し実施する
高 等精度管理調査（1 試料）、前年度の調査結果を踏まえた追跡調査を実施する必要がある
場合又は緊急に調査を行う必要がある場合等において追加して実施する調査（1 試料）
としている。